

受給者証の有効期間の例外的な延長について

鳥取県肝炎治療特別促進事業実施要綱第10 受給者証の有効期間のただし書きについては、鳥取県肝炎治療特別促進事業実施要綱の制定について(平成20年4月14日付第200800003153号福祉保健部長通知)の4のほか、下記の1から3とおり定める。

記

1 受給者証の有効期間の2か月延長について

受給者のうち、副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合、申請により最大2か月を限度とする有効期間の延長を認めることができるものとする。

ただし、再治療(再投与)及びインターフェロンフリー治療については、対象としない。

なお、本人に帰責性のない事由については、他の疾患の罹患、勤務先の都合による頻回な海外出張等についても該当するものとし、一方、確たる理由のない安易な自己判断による治療休止等の場合は、本人に帰責性のない事由に該当しないものとする。

2 受給者証の有効期間の6か月延長について

(1) 受給者のうち、C型慢性肝炎セログループ1型かつ高ウイルス量症例に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師が72週投与が必要と判断する場合に、申請により最大6か月を限度とする期間延長を認めることができるものとする。

ただし、少量長期療法については、対象としない。

なお、上記、一定の条件は、次のとおりとする。

① これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 48 週を行い、36 週目までに HCV-RNA が陰性化した者が再燃した者のうち、今回の治療で、HCV-RNA が 36 週までに陰性化した症例に該当し、48 週プラス 24 週(トータル 72 週間)の投与期間延長が必要と医師が判断した場合

② 上記(1)に該当しない者のうち、今回の治療で投与開始後 12 週後に HCV-RNA 量が治療開始約半年前から直前までの HCV-RNA 定量値の 1/100 以下に低下するが、HCV-RNA が陽性(Real time PCR)で、36 週までに陰性化した症例に該当し、48 週プラス 24 週(トータル 72 週間)の延長投与が必要と医師が判断した場合

(2) 受給者のうち、C型慢性肝炎セログループ1型症例に対するシメプレビルを用いた3剤併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師がペグインターフェロン及びリバビリンを更に24週投与することが適切と判断する場合に、申請により最大6ヶ月を限度とする期間延長を認めることができるものとする。

ただし、少量長期療法については、対象としない。

なお、上記、一定の条件は、次のとおりとする。

① これまでの24週以上のインターフェロン治療[(ペグ)インターフェロン製剤単独、リバビリンとの併用療法及び他のプロテアーゼ阻害剤を用いた3剤併用療法]でHCV-RNAが一度も陰性化しなかった者として、24週プラス24週(トータル48週間)の投与期間延長が必要と医師が判断した場合

② または、インターフェロン治療の開始12週後にHCV-RNA量が治療開始約半年前から直前までのHCV-RNA定量値1/100以下に低下せず、治療が24週未満で中止となった者として、24週プラス24週(トータル48週間)の投与期間延長が必要と医師が判断した場合

3 申請方法及び受給者証交付等について

(1) 上記1の申請を希望する者は、様式第12号による肝炎治療受給者証有効期間延長申請書(副作用等による2か月延長申請用)を、上記2(1)の申請を希望する者は、様式第13号による肝炎治療受給者証有効期間延長申請書(インターフェロン治療6か月延長申請用)を、及び上記2(2)の申請を希望する者は、様式第14号による肝炎治療受給者証有効期間延長申請書(シメプレビルを用いた3剤併用療法6か月延長申請用)を、受給者証の有効期間満了日の20日前までに当該患者の居住地を所管する総合事務所長又は福祉保健事務所長(以下「所管事務所長」という。)に提出しなければならない。

(2) 所管事務所長は、申請者から(1)の申請書を受理し、受給者証の有効期間の延長が適当と認めるときは、受給者証の有効期間満了の日の翌日より、受給者証の有効期間の延

- 長を行うこととし、延長分の新たな受給者証を交付するものとする。
- (3) 上記1及び2の両方の有効期間延長に該当すると認められた者については、それぞれの延長期間を合計した最大8か月まで延長することができるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この通知の施行日前に知事がした改正前の受給者証の有効期間の例外的な延長について（平成21年3月31日付福祉保健部長決裁伺い定め。以下「伺い定め」という。）の記3の（1）及び（2）の規定による申請書の受理及び受給者証の交付（以下「申請書の受理等」という。）は、改正後の伺い定め記3の（1）及び（2）の規定により総合事務所長がした申請書の受理等とみなす。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年10月15日から施行し、平成26年9月2日から適用する。